

厚生常任委員会

平成26年2月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	飯高 昭二
中西 議長		

2. 欠席委員

吉野 俊明

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、宮崎委員

委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生常任委員会を開会させていただきます。

吉野委員から欠席の申し出がございましたことを申し伝えます。

では、ただちに本日の会議を開きます。

まず、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

ありがとうございます。

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、辻委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査案件でございます。その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査でございますが、その前に、町長のご挨拶の中にもございましたように、先週2月14日、金曜日の積雪に伴いますごみ処理についてでございます。

2月14日は、積雪によります事故等の防止、また、幹線道路の渋滞などもございましたことから、ごみ・資源物収集及び搬出につきましては、中止させていただきました。翌2月15日に収集及び搬出をいたしましたことを、まずご報告をさせていただきます。

それでは、改めまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・

資源化の推進に関することについてであります。今委員会におきましては、ごみ積替え施設につきまして、竣工後の行事の報告と現在の運営状況につきまして、また、昨年12月の委員会で可燃ごみの委託処理につきまして複数年契約の考え方をご説明をさせていただきましたが、他のごみ・資源物の委託処理の契約の考え方につきましてご説明をさせていただきます。

まず、ごみ積替え施設でございます。効率的かつ衛生的にごみを積み替えるため、可燃ごみの処理を委託処理に移行したことを契機に平成24年9月から整備を進めておりましたごみ積替え施設につきまして、予定どおり昨年12月6日に竣工し、11月の委員会におきましてお知らせをさせていただきましたように、12月21日には住民の方を対象といたしました施設見学会を開催し、また、本年1月14日には稼動開始セレモニーを開催し、その後、本格的に稼動を開始したところであります。

12月21日に稼動開始を前に実施をいたしましたごみ積替え施設見学会では、55名の方にご来場をいただきました。ご案内をさしあげておりました町議会議員、自治会長、環境保全推進委員の方以外にも、広報紙をご覧になってお越しいただいた方が31名おられまして、皆さま、それぞれ想像していた以上の立派な建物あるいは設備ということで感心をされていた方が多かったようであります。

次に、本年1月14日に開催をいたしました稼動開始セレモニーでは、町議会議員、地元自治会長や地元住民の方々のほか、工事関係者など約50名の方にご参加をいただき、テープカット、町長によります稼動操作、そして、ダストドラムを介しましてごみ運搬車に積み込まれる様子をご覧いただきながら、第1便のごみ運搬車の出発を見送っていただき、今後の施設の円滑な運転につきましてご祈念いただいたところであります。議員の皆さまには寒い中ご臨席をいただき、誠にありがとうございました。

なお、1月14日から稼動を開始し、今日まで1か月あまりと、まだまだ間がございませんが、ごみの搬出状況につきまして、これまでの段

差ホッパ方式では、多いときには1日6台のコンテナ車が搬出をしておりましたが、ダストドラム方式になりましてから、最大で1日5台のパッカー車の搬出となり、運行の面で効果が出始めているところでもあります。

今後も、処理量あるいは運搬車の台数などにも注視をしながら、適切な施設運営に努めていきたいと考えているところであります。

次に、12月の委員会でご報告申しあげました可燃ごみ以外のごみ・資源物の委託処理の契約についての考え方でございます。

当町におきましては、可燃ごみの委託処理によりまして、中間処理を含め、町で処理しているごみ・資源物はなく、全て外部に委託をしております。

そういったことから、可燃ごみ同様、他のごみ・資源物につきましても複数年契約につきまして検討し、処理業者等とも協議をしておりましたが、このたび、不燃ごみ、その他プラスチック類につきまして、処理を委託しておりますヤマゼン株式会社より、3年の複数年契約した場合の見積額について提示があったところであります。

まず、不燃ごみであります。平成25年度は1t当たり税抜き31,000円の委託料でありましたが、3年契約した場合、処理委託料で1t当たり税抜き22,000円に運搬料、コンテナ1台につきまして税抜き12,000円といった見積額が提示をされたところであります。

また、その他プラスチック類につきましても、平成25年度では1t当たり税抜き29,000円であった委託料が、3年契約の場合、1t当たり税抜き15,000円に運搬料、コンテナ1台につきまして税抜き12,000円の見積額が提示されたところであります。

この見積額を基に算出をいたしますと、不燃ごみにつきまして、処理量を今年の見込み量と同じ820tといたしまして、現在の委託料の単価では、消費税8%で税込み33,480円となり、処理委託料の総額は約2,745万円となります。

それが、3年契約した場合、処理委託料の単価は税込み23,760円となり、処理委託料で約1,948万円に、運搬回数を平成24年度

と同回数といたしまして年間368台、1台あたりの運搬料が税込み1万2,960円で年間約477万円、処理の委託料、運搬料を合わせまして約2,425万円となり、3年契約の場合、単年で約320万円の委託料が削減できることとなります。

また、これまで運搬込みの処理委託料という契約をしておりました。コンテナに半分程度の量でも搬出しているときが多く、結果、年間368台の運搬回数となっておりますが、コンテナの容量一杯にしてから搬出することで運搬回数も減り、今回の委託料と運搬料を分離させることは、業者にとりましても無駄がなくなりまして、町にとりましても、交通安全面のほか、委託料が更に削減できるという利点がございます。

また、平成27年10月からは消費税が10%に増税される予定であります。そうしたことも加味をいたしまして3年間で比較いたしますと、現行の委託料では3年間の総額で約8,312万円となりますが、複数年契約の場合、約7,343万円と、約970万円の委託料削減につながると試算をしているところであります。

また、その他プラスチック類につきましても、処理量を今年度見込み量と同じ610tで不燃ごみ同様試算をいたしますと、現委託料の場合約1,911万円の委託料が、複数年契約の場合、1,685万円となり、単年度で約226万円の委託料が削減され、3年間の総額で約680万円の委託料削減につながります。

可燃ごみにつきましても、3年間で約2,620万円の委託料が削減できるとの試算で、不燃ごみ、その他プラスチックを合わせますと、3年の総額で約4,300万円近い委託料が削減でき、更にごみ処理にかかります費用の削減につながることから、3月議会に上程をいたします。平成26年度一般会計予算におきまして、可燃ごみに加え不燃ごみ、その他プラスチック類の処理委託料につきましても債務負担行為の予算を計上をしております。

なお、今回、処理量が多く、かつ処理量がある程度安定しているものにつきまして、複数年委託契約の検討をいたしました。

処理量が多いものの中では、枝葉・草類、あるいはビン類・缶類など

がございますが、枝葉・草類につきましては分別収集に移行してからまだ間がなく、また、処理量につきましても、河川敷や公共の場所での草刈、剪定の有無、あるいは実施回数などによりまして大きく変わる要素があるなど、長期契約の場合の委託単価の算出がまだまだ難しい部分がございます。また、ビン類・缶類につきましても、金属類の売買価格の相場によりまして処理委託料にも影響があり、複数年契約にそぐわない部分がございますので、今回は、複数年による委託契約の導入は見送ることとしたところであります。

今後も引き続き、そういった処理量の多いごみ・資源物につきまして、より安価で安定的な処理が行えますように調査研究を続けていきたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長

はい、ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。 伴委員。

伴委員

ごみ積替え施設が今度開始されたということで。今年、非常に雪が降る日がそこそこあります。その中でちょっと車その日使う、まあ言うたら使われる日なのかちょっとわかりませんが、そのときの対応ちゅうのはどないされたんか、ちょっとお聞きしたいんですが。

環境対策
課長

先週の2月14日の積雪によるごみ収集でありますけども、委託業者のほうにつきましては、毎日大体午前8時ぐらいに最終処分場のほうにパッカー車が到着をしておるんですけども、その日につきましては、若干遅れておりましたけども、午前8時にはもう町内に1台目来ておりました。ただ、最終処分場に登りますと、今度降りれない可能性もあったことから、平地で待機するように命じまして、三井の観光駐車場のほうで一時待機をしておったんですけども、ちょっと回復が見込めないとい

うことで、その1台につきましては帰社をさせました。なぜ帰社をさせたかと言いますと、昼から天候が回復して可燃ごみの収集が行いまして、幸いダストドラムに1日分のごみを貯留することができますので、引取りに来なくても収集はできるという判断で、その日につきましては委託業者の運搬車につきましては帰らせたということでもあります。

伴委員 私も今その報告聞かせていただいて、適切な判断やったかなど。そのときの状況を踏まえて、常に安全ということを第一に、今後もその辺の判断をきっちりしていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

続きまして、2番目の各課報告事項のその1、斑鳩町高齢者優待券交付事業実施要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。

本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(1)番、斑鳩町高齢者優待券交付事業実施要綱の一部を改正する要綱についてにつきまして、資料1によりご説明申しあげます。

今回の高齢者優待券交付事業実施要綱の改正は、より多くの高齢者の方々に広くご利用いただけるよう、優待券の種類、選択肢を拡大する等の見直しを行うものでございます。

昨年12月の本委員会では、その時点での考え方や方向性等について

一定のご報告をさせていただいたところでございます。その後、JRやタクシー事業者との協議・調整等も進める中で、平成26年度からの実施に向けた事業内容のとりまとめが整いましたことから、実施要綱の改正にあたり、その内容についてご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1の末尾の要旨によりご説明申し上げます。資料1、末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1番、主な改正内容の(1)高齢者優待券の種類増加等でございます。四角囲みで改正前・改正後をお示ししております。

まず、優待券の種類でございます。優待乗車券として、従前の無料バス乗車券、奈良交通のバスカード、CI-CAでございますけれども、これに新たに、鉄道等においてご使用いただけるJRのICOCA並びにタクシー乗車券についても追加してまいります。

次に、交付金額でございます。12月の本委員会では、優待券の種類を拡大することによりまして交付者数の大幅な増加が見込まれる中、現在の予算規模等も勘案しながら、3,000円を一つの目安として検討している旨、ご理解をお願いしておったところでございますけれども、その後のJRや奈良交通との協議の中におきまして、カード発行預り金、いわゆるデポジット500円を含む購入単価の関係、また、これまでの交付金額等も含めて改めて検討をさせていただきました。その結果、ICOCAの利用可能金額3,500円、ちょっとデポジットを含めて購入単価は4,000円となるところでございますけれども、これを基本として、資料にお示ししております金額にそれぞれ見直しをさせていただいております。

CI-CA、ICOCAとも1枚当たりの購入金額はそれぞれ4,000円でございますけれども、CI-CA、奈良交通のバスカードにはプレミアがつくということございまして、ご使用いただける金額として3,990円分、ICOCAはプレミア等がございませんので3,500円分とさせていただいております。

なお、カード発行預り金500円につきましては、翌年度以降の優待券の発行の際に交換という形で回収をさせていただきまして、換金し

て町の歳入とさせていただくこととしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、タクシー乗車券は、ＩＣＯＣＡと同額の３，５００円分としております。

次に、いきいきの里の優待入館券につきましては、優待乗車券の金額との関係から、現在の３０回分を２０回分、金額で申しあげますと４，０００円分に変更をさせていただいております。

次に、（２）その他別表の追加及び様式の変更等でございます。タクシー乗車券の様式の追加、申請書様式の変更等を行うこととしております。

次に、２番の施行期日等でございますが、平成２６年４月１日から施行することとし、また、経過措置として、既に交付した優待券についても引き続きご使用いただけることというふうにしております。

なお、今後の予定でございますけれども、本日の委員会でのご説明の後、改正要綱の公布をさせていただきまして、また、今回の事業内容の見直しも含めました来年度の優待券交付に関する住民の方への周知につきましては、３月１５日の広報お知らせ版とのポスティング等によりお知らせしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、斑鳩町高齢者優待券交付事業実施要綱の一部を改正する要綱につきましての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま報告がございましたように、この委員会で皆さま方に要綱のほうご確認をいただいた後、やはり４月１日からのことですので、より早く住民の皆さまにお知らせもしないといけないというふうな考え方もあわせて示しております。ということで、十分にこの委員会の中でこの要綱の改正については不明な点など十分ご議論いただきましてね、了承していただけたらというふうに私のほうも考えておりますので、何かご

ございましたら、委員皆さまのほうからご質疑などお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今回こういう形で、前にも一般質問、またほかの委員からもいろいろと質疑があつて、今こういう形で拡充をされたということは一定の評価をしたいと思うんですけども。内訳を見ますと、やはり予算の範囲内でなんとかこういう形での金額がはじき出されてしたと思うんですけども、実際これから、4月1日から実施されてですね、状況等を踏まえてどういうふうな形で利用されるのかということを見据えながらですね、また今後、優待入館券についてもやはり回数分の減になっておりますけども、やっぱり実際に広報したときにはこれがどうなのかということも踏まえてですね、やっぱりまたこの実施された後においてその状況を報告していただいて、またその状況で今後判断していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

福祉課長 委員のほうからおっしゃっていただきましたように、まず、種類をふやしたことによってどれだけの方がその交付をご希望されるのか、交付がどれだけふえていくのかというところが、まず1点ございます。

あとは、そのどういう割合で交付をさせていただいてどういう割合でご利用されるのか、そこらあたり十分実績を踏まえながら事業の実施をしまいたいなというふうに思います。

それで、おっしゃっていただいた実績の報告等につきましては、一定の交付をさせていただいた時点でまた報告等もさせていただきたい、このように思います。

飯高委員 そういう形でお願いしたいと思います。やはりこれは高齢者の社会生活の拡大ということでね、やっぱり効果があるという事業ですので、その辺はやはり細かく見据えてですね、将来において、これが本当にこういう形でよかったなということで評価されるような事業となるよう期待いたします。

以上です。

委員長

今、飯高委員のほうからも出ました。30数パーセントであった利用率っていうものが、今回の改正によってどれだけの利用率ということになっていくのか。そんな中において、金額が減るといふ、今までのサービスの30数パーセントの方の金額が減るといふ、そういうこともあわせましてね、ご理解いただけるように、また丁寧にきちっと対応していただきたいと思います。

ほかに委員の。 伴委員。

伴委員

まず、ちょっとこの一番表のやつ、ちょっと細かい話ですねんけど。これは、この2、3、3、この数字ですねんけど、2、3、3、4ちゅうのはこれ、これでよろしいんでっしゃるか。ちょっとなんか数字がおかしいように思いますねんけど。

福祉課長

今ご指摘いただきました、2、3、3となっておるんですけども、まず、上の3は第3条の関係でございます。次の3は第4条第3項の改め文になっておまして、これで間違いはございませんので、よろしく願いいたします。

伴委員

これで間違いがないのであれば、これで結構でございます。

そうしたらちょっとこの要旨のほうで何点かお聞きしたいんですが。ちよつとこう、ぱつと今見せていただいて、お聞きしたいのが、改正前は、これ、奈良交通のC I - C Aっていいますんかな。これが確か500円プレミアムつけてくれはって、勉強してくれはって5,000円のやつが5,500円と、こういうふうにして、以前お聞きしたときそんな話お聞きしたと思いますねん。それで今度3,500円分が3,990円と、なお割合から言うたら勉強してくれてはるというような形になっていて、それでこれ、I C O C Aのやつは結局、これはもうそのまま3,500円のままという形で、これ確か、I C O C Aだけがちょっと説明

で、4,000円で買うけど住民さんが使い切って持ってきてくれはったらそれをまた歳入に入れるということで間違いないんですな。ちょっとそれだけもう一度確認。

福祉課長 ただいまおっしゃっていただきましたように、ICOCAあるいは奈良交通のバスカード、それぞれ町のほうは一旦4,000円で購入をさせていただきます。先ほど申しあげましたように、ICOCAにつきましては、4,000円の中にカード預かり保証金500円分が含まれておりますので、実際にご利用いただけるのは3,500円分と。CI-CA、奈良交通のバスカードにつきましても、同じくカード預かり保証金500円が含まれておりますけども、プレミア分490円がつきますので、実際にご利用いただけるのは3,990円となっておりますのでございます。

カード預かり金、町の歳入にさせていただく分に関しましては、ICOCAと同様にCI-CAのほうも同じく回収をさせていただきまして、奈良交通のほうで換金をして町の歳入として受けてまいりたいと、このように思っております。

伴委員 今のでよくわかりました。結局、まあ言うたらその分だけまた戻ってきたらあれするということですか。

これ、私ら西のほうに住んでいると、非常にやっぱり王寺のほうに買い物行かれるのが多くて、これどうなっていくのかなと思てましてんけど、一応まあICOCAよりこのCI-CAのほうが金額的に多いということで、なんぼかその辺で金額が減っても、これに対しての、まあ言えばICOCA導入に対しても理解を得られるん違うかなと、今ちょっと見せてもらって思いましてんけど。この高齢者優待タクシー券、これはタクシー会社は決まっているんですかな。

福祉課長 まず、今現在調整しておりますのが、JRの法隆寺駅、JRの王寺駅を拠点とされておりますタクシー事業者さんからまずご利用いただける

ようにということで調整をさせていただきまして、一定ご理解をいただ
いておるところでございます。なお、法隆寺駅を拠点とするタクシー事
業者さんは3社、王寺駅を拠点とする事業者は7社ということで、王寺
駅と法隆寺駅、重複しておりますので、事業者数としては7社というふ
うに伺っております。

伴委員

今の説明やったら、駅に入ってきているタクシー業者さんは使えるよ
うに交渉して、いけるということで考えさしてもうてよろしいでんな。

そしたらこれ、あともう1点、すみません。この高齢者優待入館券が
30回から20回になると。それで1回あたりこれはまあ200円とい
う形で、前回これまあ言うたら、逆に言うところ、6,000円分、ま
あ言うたら配布してくれてはったやつが、今回これ、4,000円分に
してくれてはると。これ自体、割合からいうとどうなんかいなど見てい
るんですが、やはりこれは20回分に削減せえへんとバランスが取れへ
んというようなことからきているのか、それともやっぱり利用者数が、
やっぱり配布してもそれに対して使ってくれてはる量も少ないんやと。
このあたりどうでんの。

福祉課長

ただいまご質問いただきました高齢者優待入館券、いきいきの里の入
館券でございますけれども、町のほうといたしましては、全体の優待
乗車券との金額とのバランスを図る上で、30回分、6,000円分か
ら20回分、4,000円分とさせていただいたところでございます。

なお、敬老記念品といたしまして別途1,000円分、1,000円
の10枚分でございますけれども、敬老記念品として入館券についまし
ては引き続き継続していく予定としておりますので、そちらのほうもご
利用いただきながらということで、ほかの乗車券との整合というか、金
額との整合を図らせていただいたということでご理解をお願いしたい
と、このように思います。

伴委員

整合性からそういう枚数に考えているんやということはわかりまして

んけど、ちょっと最後、私、質問させていただいた、もしわかるようであれば、券を使ってというのはどれぐらい使ってくれて、まあ配布に対しての、というのがわかれば教えていただきたいですね。

福祉課長 平成24年度、昨年度の実績で申し上げます。総入館者数が延べ人数で43,205人、うち優待券利用者数、をご利用いただいた方が延べ7,877名、率で申し上げますと18.23%でございます。それと、先ほど申しあげました高齢者敬老記念品、こちらをご利用いただいた方が9,765人、これも同じく延べ人数でございますけども、22.6%の方がご利用いただいております。

伴委員 何回もすみませんな。これ、結局、まあ言うたら配布数からの、まあ言えば利用者というのは、もしすぐ出るものであれば教えていただきたいんですが。

福祉課長 配布者数を申し上げます。平成24年度では324名、実績の人数として324名の方にいきいきの里の入館券のほう、配布しております。

委員長 ほかに、委員のほうで何か。 辻委員。

辻委員 改正にはもう別に反対も何もありませんので。

あと、この辺の配布、かなり4月1日っていったら混みますので、その対応どういうふうにするのか。これ例えば今で30%ぐらいの配布率ですけども、恐らくこれ、60%から70%ぐらいの配布率になりますので。あと、この辺の手続きがね、例えば交換だけやったらすところ、すぐになりますけども、高齢者の証明書発行するのにやっぱり時間がかかるとは思います、その辺の手続き。私もちょっと初め、各ブロックに分けて手続きしたらええかなというような、思てましてんけども、急く方もおられますのでね。その辺もあるさかいは、その辺の対応をちょっとお願いしたいと思います。

福祉課長 現在、高齢者優待券の交付につきましては福祉課の窓口のほうでさせていただいておるところでございますけれども、ほかの住民の方、お客様も来られる中で、かなり今回の種類の拡大によりまして窓口に来られる方が増加して混雑が見込まれるところでございます。このようなことから、4月の1日、交付の初日から2週間は、地下の大会議室を会場として交付する予定で、今現在考えております。また、短期の臨時職員等の雇用もさせていただきながら、会場のレイアウト、こちらのほうも工夫して、可能な限り円滑な交付ができますよう検討してまいりたい、4月1日に向けて検討してまいりたい、このように考えております。

辻委員 せっかくされるねんから、喜んで来てもらって帰ってもらうという姿勢で、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。 小林委員。

小林委員 これ、I C O C Aカードに関してなんですけれども、なくなったときの、紛失されたときの対応についてお聞きしたいんですけれども。私2、3年に1枚ぐらいI C O C Aカードよくなくしてしまうんでね。高齢者の方もどうかなというふうに今心配しているんですけれども、見せていただくと、第7条の関係のところは預かり金に相当する額を負担しなければならないと書いていただけてますけれども、これ、はっきり言ったら500円という金額になるわけじゃないですか。そうなってきたら、もうここにはっきり(500円)というふうに明記されたほうがいいのかなというふうに思ひますし、また、もらって1年後に、次の年にもらおうかなと思ひてそれまで保管されておられる方が1年後に役場に持っていく。そうなってきたらなかなか探すのも大変だし、なくされる方もおられるかな。そうなってくると、金額がなくなった時点で役場に持ってこられる方もおられるかな。そういう方の名簿っていうのもしっかり管理されてチェックされて、ちゃんと返してもらいましたという管理も

されるのかなという確認とですね。やっぱり1年後にもめる、なくなって500円の問題でもめる、もめないっていう心配もありますし、ちゃんと説明したっていうマニュアルを交付のときにですね、ICOCAカードをお受け取りになられるんですしたら、ICOCAカードの説明用紙を専用で作られて、そこに500円という文言をちゃんと入れておく。それで年配の方に、高齢者の受け取りに来られた方の目の前で、そこに大きく印をすとかね。やっぱり500円ちよつともめるか、もめないかなっていう心配がありますので、そういうことは今、担当課のほうでどういうふうにご検討されているのか。その点についてちよつとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

福祉課長　　まず今回、ICOCAカードの交付等々の見直しに伴いまして、交付の際に、これ、紛失防止の一役も担うかなとは思いますが、専用の、入れていただくパスカードといいますか、カードに入れていただくものと一緒に交付をさせていただこうかなと、このように考えておりますので、そちらのほうに顔写真付きの優待利用券、これと一緒に保管していただくことで、一定紛失については防いでいただけるのかなと、このように考えております。

あと、交付にあたっての管理の面でございますけれども、当然、台帳という形できちっと整理をさせていただいて、今のところ領収印も、申請に伴って印鑑をお持ちいただいておりますので、受領した受領印のほうも押していただくような形できちっと管理をしてみたいというふうにご検討しておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員長　　今、委員おっしゃったようにね、こうやって広げる、それでバスカードも今まで斑鳩町特製のバスカードやったものがCI-CAに変わると。それでCI-CAに変わったら保証金の制度もついてきますのでね。だから紛失された場合はこうなりますよということは、やっぱり交付のときに、ちよつとお年寄りなんで、その辺は徹底しておいたほうが、後でトラブルなんかを防ぐことになるのかなと思いますので。

よく、高齢者の人、特にそうやと思うんですけど、病院なんかの診察券でもね、紛失された場合はこうなりますよとか、注意書きしてある場合がありますのでね。それはあったほうが便利かなというふうに思いますので、ちょっとそういう何かものをつけてね、こうなりますよとちょっと一声かけていただけたらよりトラブル防げるかなというふうに、今の委員の意見はまた検討してください。

ほかに。 宮崎委員。

宮崎委員 　　ちょっとだけ気になったんですけどね、ほかのC I - C Aとこの辺はカードやからお釣りの辺は問題ないと思うんですけど、タクシーはこれ100円券ということで、10円とかその辺の細かい数字が出てくるんですけど、1つはお釣りをどうされるのか。細かいの、乗られた方が出していただくのか。もう1つは先ほど7社って言うておられたんですけど、お年寄りもし自分の家に迎えに来てほしかったら、電話番号がわからないとか言われると思うんでね、もしこのタクシーのほうの選ばれた方にだけでも、その会社の電話番号だけでも教えていただけたらなと思うんですけども。

福祉課長 　　まず、タクシー券、お釣りの件でございますけれども、100円を超えた端数、いわゆる100円未満の端数につきましては現金でお支払いいただくようにということでお願いをしてみたいと思っております。

あと、タクシー事業者さん、乗っていただける、これを利用いただけるタクシー事業者さんにつきましては、先ほど小林委員さんのほうからもいわゆる説明書き、カードのあたっの留意事項と同じように、タクシー乗車券を交付いただく方につきましてもそういう留意事項の中に使っていただだけタクシー事業者名と連絡先、そこらあたりは明記した形でご説明とお配りをしてまいりたいなど、このように考えております。

よろしく申し上げます。

委員長

よろしいございますか。ほかにもよろしいでしょうか。

(な し)

委員長

そうしたら、新たに広がる、そしてまた対象の皆さんお年寄りであるということで、対応のほうが非常に大変な状況になってくると思います。よりご理解をいただいて、より喜んでいただける事業となりますように委員会としても願っております。大変だろうと思いますが、またよろしくお願ひします。

では、委員会としてもこの要綱改正については一定、委員皆さまにご理解をいただいたということで、この項について終わらせていただきたいと思ひます。

続きまして、2つ目、斑鳩町乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成金交付要綱について、理事者の報告を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策
課長

斑鳩町乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成金交付要綱につきましてご報告させていただきます。前回の委員会で当該事業に係りますご報告をさせていただきましたが、本日、要綱案をお示しさせていただいております。資料2をご覧ください。斑鳩町乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成金交付要綱でございます。最後のページの要旨でご説明をさせていただきます。

斑鳩町乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成金交付要綱（要旨）。乳幼児期に、B型肝炎ウイルス（HBV）に感染すると約90%がキャリアとなり、慢性化するとそのうち約15%の確率で肝硬変や肝がんを発症しますが、乳幼児期にワクチン接種をすると抗体獲得率が高くなり、B型肝炎を予防することができます。

本町では、安心して子どもを産み育てるまちづくりのより一層の推進を図るため、乳幼児のB型肝炎ワクチン接種費用の一部助成を町単独事業で行うこととし、この要綱を制定するものであります。

主な制定内容でございます。（1）として助成対象者（第2条関係）

であります。助成対象者は、接種日において斑鳩町に住所を有する生後2か月から24か月に至るまでの乳幼児の保護者とする。

(2) 助成金(第3条関係)ですが、助成金の額は、ワクチン接種に要した費用に2分の1を乗じて得た額で1回につき3,000円を上限とし、助成金の交付は3回を限度とする。この予防接種は、3回接種となっておりますので、3回を限度としております。

(3) 助成金の交付申請(第4条関係)ですが、助成金の交付を受けようとする者は、斑鳩町乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書にワクチン接種を証する領収書等を添付し、町長に提出する。

施行期日でございますが、平成26年4月1日から施行いたします。

制定条文の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、周知につきましては、4月号広報でお知らせをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、斑鳩町乳幼児B型肝炎ワクチン接種費用助成金交付要綱についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。

ただいま報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがあればお受けいたします。いかがでしょうか。 伴委員。

伴委員 ちょっとお聞きしたいんですが、これはほかの自治体ではこれと同じようなやつというのはどういう状況になっているのでしょうか。

健康対策
課長 こちらが今把握している分でいきますと、全国で16市町村、斑鳩町を今回含めると17になりますけども、そういった状況でございます。

伴委員 全国で非常にまだ少なく、新しく斑鳩町が取り組もうとされている。やっぱりこれに対して非常に必要性を感じられたと思うんですが、その辺の、今までこれをやろうということに対しての研究された動機ってい

いますかね、まあ言うたらこういう状況やでというのをちょっともう少し詳しくお願いします。

健康対策
課長 おっしゃるように全国でもまだ少ない、奈良県ではまだ助成をしていないという状況ではございますけども、厚労省のほうでは今、このB型肝炎につきましても推奨しておりますけど、まだ定期の予防接種にはなっていない。これは先ほど説明させていただきましたが、乳幼児の間に知らぬ間に感染しますとキャリアとなって最終的には肝がんを発症する可能性があるということで、致命的な病気を予防するということです、まずこのB型肝炎の、任意接種でありますけども、このB型肝炎の予防接種を乳幼児期に打つことをしたいと。

あと、この予防接種にかかります費用につきましては、大体6,000円ぐらいですので、その半分の助成をまいりたいというふうに予算立てして、今こういった形で子育て支援の一環として実施してまいりたいというふうに考えております。

委員長 池田副町長。

副町長 ちょっと補足の説明をさせていただきますと、今、課長申しあげましたように、厚労省でもこれから定期接種やっっていこうとしていると。その中で、町の医師会のほうからも、うちはヒブワクチンしました、それで町がした後で国のほうでも定期接種に入れていこうとなりました。これについてもやっぱり医師会のほうで、B型ワクチンはこれからやっぱり大事だから、せっかく町長のほうで子育て支援を充実していこうと言っておられるんでしたら、これをやっぱりいち早く取り入れてお母さん方の心配を1日でも早く取り除いたほうが良いという助言もございましたので、それに基づきまして町といたしましても実施するという方向に傾いたということでございます。全国では少のうございますけども、やはり医師会の方々の、先生方の意見を尊重したということでございます。

委員長

よろしいですか。ほかに何か、これについてございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、続きまして、次に移らせていただきます。

3点目の斑鳩町スズメバチ被害防止対策補助金交付要綱について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、斑鳩町スズメバチ被害防止対策補助金の交付事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料3におきまして、斑鳩町スズメバチ被害防止対策補助金交付要綱をお示しをしております。その要綱の要旨をもってご説明をさせていただきますので、末尾の要旨をご覧をいただきたいというふうに思います。

最近、小学生や中学生が集団でハチに襲われて刺されたという報道が毎年のようにされておりますように、ハチ、特にスズメバチによる被害が全国的に広がりを見せております。

また、本来、営巣は山や林の中、あるいは人家から離れた場所で行われるのが一般的でありましたが、最近では、市街地の人家の庭先あるいは人家の屋根などでの営巣が増加をしてきており、当町におきましても、スズメバチの営巣駆除に対する相談件数が増加傾向にあるところであります。

特に、スズメバチにつきましては他のハチよりも攻撃性が強く、駆除するにも危険が伴いますので、業者に駆除を依頼することが多くなりますが、そうしたスズメバチの営巣の駆除を業者に依頼された場合、それに要する費用の一部を助成することによりまして、スズメバチによる危害を防止し、町民生活を守り、より良い環境づくりに寄与することを目的に、今回、斑鳩町スズメバチ被害防止対策補助金交付要綱を創設するものであります。

主な要綱制定の内容であります、(1) 目的といたしまして、第1

条関係では、本要綱の目的を定めております。(2)の定義、第2条関係では、用語の意義につきまして定めており、今回、被害防止対策の補助金交付対象は、スズメバチの駆除に対してであります。駆除業者につきまして、第2条関係で定義づけているところであります。

次に、(3)交付対象者、第3条関係でございますが、町内におきまして、スズメバチが営巣している建物、土地の所有者や管理者または賃借している人であって、建物等の所有者または管理者から、駆除に係る承諾を得ている人であることで、自ら駆除することが困難で、かつ、駆除業者に駆除を依頼した人が交付対象となります。

次に、(4)補助金の額、第4条関係であります。補助金の交付額は、駆除に要した費用の2分の1に相当する額で、1万円を限度としております。

次に、(5)の交付申請、第5条関係であります。補助金の交付を受けようとする方は、申請書兼請求書に営巣駆除に要した費用の領収証の原本、駆除前と駆除後の写真等を添えて提出をしていただくこととしております。

その他、第6条関係では、補助金の交付決定について。第7条関係につきましては、交付決定の取消し等について定めているところであります。

次に、施行期日でございますが、この要綱は本年4月1日から施行することとしております。

以上が、斑鳩町スズメバチ被害防止対策補助金交付要綱の概要であります。制定条文の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

なお、住民の方々の周知であります。4月号町広報紙におきまして制度創設のお知らせをし、営巣が本格化いたします6月から7月にかけて、広報紙もしくはチラシなどを作成し、スズメバチの営巣の見分け方を兼ねまして、ハチ対策についてを啓発していきたいと考えているところであります。

以上、各課報告事項(3)の斑鳩町スズメバチ被害対策補助金交付要綱のご説明とさせていただきます。

委員長 ご苦労さまです。
 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたします。ございますか。 辻委員。

辻委員 この1万円の限度額とした、その辺の根拠というのを。
 それと、実施した場合、業者名がおそらく、一般の人はこの業者っていうのはなかなかわからんから、その辺の啓発っていいのかな、これはどこに聞いたら業者名が、駆除している業者。おそらく町内にそんな業者ないと思うねんけど、その辺の関係と、その辺2点だけ、すみません。

環境対策
課長 まず、限度額1万円の根拠でございますが、駆除費用につきましては、営巣してある場所、大きさなどにより変動するということは聞いております。まず、日中に営巣の場所の確認を行い、日没後に駆除されるということで、最低2回、業者の方は現地を訪れられるということで、特別な機械、機材を使用せず手の届く範囲での駆除で、相場で大体2万円と聞いておりますので、その半分ということで、1万円というふうに根拠付けております。

 また、業者の紹介であります、現在でも住民の方からお問い合わせがあった際には、なかなかハチの駆除を専門にされている業者はございません。タウンページ等でシロアリ駆除の業者さん等が載っているページがございますので、そちらを参考に問い合わせてくださいというお願いしておりますので、以後もそういうふうな対応をしたいというふうに考えております。

辻委員 なかなかこれ一般の人といたら、駆除業者はわかりにくいというのが本来と、それとまた6月号かなんかでされますけども、このスズメバチの見分け方ってというのが、例えば巣がこれが巣だとするとか、その辺、素人にちょっとこう分かりにくいことあります。その辺も十分わかるよ

うな格好で広報でまたPRというか広報でまた周知お願いしたいと思
います。以上です。

委員長 ほかに。 飯高委員。

飯高委員 住民の方からこういったスズメバチの退治についていろいろとご相談
があったりして、その都度業者さんを探しながらですね、その方に業者
さんの名前を伝えて、住所、連絡をして今までからその辺は処置をされ
ていたという経緯があるわけですけど、今回こういう形で補助金を出さ
れるということで、住民の方には安心して、また喜んでいただけるかな
と思います。

この中で、交付対象者ですね。2番目に自ら駆除することが困難な者
であるということなんですけども、恐らくは困難であるからお願いする
わけですけども、こういう、どうなんですかね、ほとんど恐らく言うて
こられる方は困難であるからお願いをするということなんですけども、
この辺、どういう形でこういう形で書かれたのか、お聞きしたいと思
います。

環境対策 やはりまず基本になるのは、自己防衛が大切であると思いま
す。例えばですね、スズメバチにしてもまだ営巣が小さくて基本的な知識で駆除
できる場合は、まず基本としては自ら駆除していただきたい。ただ、営
巣が気がつかずに大きくなってしまっていて対応できない、あるいは一人暮
らして対応できない、そのような自ら駆除することが困難な方で業者に
依頼しようという場合に一部を助成しようという考え方で進んでいま
す。基本はまずは自己防衛をしていただきたいというのがまず基本であ
りますので、ここで自ら駆除することが困難な者であることという条文
を入れさせていただいております。

飯高委員 よく、そういう、状況によってやっぱり駆除する形が変わってくると
は思うんですけども、やっぱり、そういう家で駆除してほしいというね、

やっぱり願いのもとの、駆除、本当にこう危ないという状態も見受けられるわけです。今課長言われたように、小さいときはそないに見た範囲においては危険ではなかろうという判断のもとで自分でやってくださいとかいろいろ判断があるんですけども、やはり言うてこられる人はもう1匹でもいてたらね、そういう心配事があって、ありますんでね。その辺は随時その状況によって判断していただきたいな。できればやっぱりその方の心配を除くということもね、やっぱり一部にあるんかなと思いますので、その対応方々よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにございますでしょうか。 小林委員。

小林委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、ハチ等の駆除を標榜する者というのがいまいわからないな、主義主張される方。それでまあこういうふうには斑鳩町でこのような要綱が出てこられたら、ある意味近隣でも、町内でも、そういう補助金が出て必ず年間に何件か出てきたら仕事もらおうかな、そうしたら今のうちに標榜しておこうかなという方が出られてきたら、そういう住み分けというか、この業者はオーケー、この業者はだめという。標榜の意味がちょっとわからないのが1つと、今まででこの空き地で、今斑鳩町で問題になっている空き地でスズメバチのこういう駆除のお願いするケースがあったのかどうかということと、今後空き地でこういうスズメバチの巣を見つけたときにはどのように対応されるのかについてお聞きしたいと思います。

環境対策 課長 まず、ハチ等の駆除を標榜する者を駆除業者というということなんですけども、なかなかハチの駆除を主流にされている業者は非常に少のうございます。例えばシロアリ駆除業者、ハチの駆除もできますよ。あと、農園をやっている方でハチの扱いに慣れているのでハチの駆除できますよというふうな標榜をされている方についてもですね、駆除業者として扱おうと。ハチの駆除を専門にしている業者というのは非常に少ないと思

いますので、そういった表現にさせていただいているところであります。

また、もう1件の空き地でのハチの営巣でありますけども、今までも何度かございました。所有者のほうで対応していただくように、写真なりを添えて、今こういう状況になっていきますので駆除してくださいというお願い、申し入れをしたということがございます。この制度ができましてもそれは変わりございませんので、そういった対応をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。ほかに何かございますか。ございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続いて先に進めさせていただきます。では、4点目の斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱の一部改正する要綱につきまして、ご報告をさせていただきます。

この紙おむつ類専用指定袋交付事業につきましては、常時、紙おむつを必要とする乳幼児や要介護者等がおられるご家庭など、可燃ごみの減量が難しい世帯に対しまして、紙おむつ類専用の指定袋を無料で一定枚数交付し、可燃ごみの指定袋購入に対する負担の軽減を図り、児童福祉、高齢福祉の充実に寄与するため、平成23年度より実施をしている事業であります。

紙おむつ類専用袋は、新生児から3歳児以下、また、要介護認定を受けておられる方などに年間60枚を交付をしておりましたが、昨年6月の当委員会、また、9月の決算審査の中でも、乳幼児、特に新生児につきまして、60枚では少ない。もう少し多く交付してほしいという声が保護者の中にあるとのご指摘をいただきました。

このようなことから、町におきましても、昨年7月以降、紙おむつ類専用袋の交付申請に来られた保護者の方を対象に、前回交付した紙おむつ類専用袋の使用の状況などにつきましてアンケート調査を実施するとともに、内部でも検討を重ねてまいりました結果、このほど、この事業を実施いたしました目的などから、新生児から3歳児以下の乳幼児の総交付枚数は変更せずに、おむつ交換の頻度が高い新生児に対しまして交付枚数を多くし、逆におむつが取れている割合が高い3歳児の幼児に対しての交付枚数を減少させるなど、より子育て世代のニーズに応じた交付枚数とすることといたしまして、要綱の所定の改正を行うものであります。

資料4におきまして、斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱の一部を改正する要綱をお示しをしております。末尾の要旨でもってご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今回の主な改正内容につきましては、おむつ交換の頻度が高い新生児、いわゆる0歳児につきまして、従来の60枚から、基本的には毎回の可燃ごみ収集に排出できるよう、100枚に交付枚数を増加をさせます。

また、これまでの申請状況を見ますと、3歳児の申請が極端に減少しております。また、3歳児でおむつをしている割合は15%程度といわれておりますので、必要性の低い3歳児の交付枚数を従来の60枚から20枚に減少させるものであります。

なお、1歳児、2歳児につきましては、アンケート調査の結果などから、おむつの交換頻度も減少し、紙おむつ専用袋も使い切る期間として、ほとんどの方が半年から1年と答えられていることから、従来どおり、週1回の排出、夏場のみ収集ごとに排出できるよう60枚の交付としております。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日からとしておりまして、本年4月1日以降にお生まれのお子さん、また、対象となられたお子さんに適用し、施行期日以前に交付の対象となられた乳幼児につきましては、なお従前の例によるものとしていたるところであります。

改正条文及び新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

きます。

以上、斑鳩町紙おむつ類専用指定袋交付要綱の一部を改正する要綱の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、意見があればお受けいたします。伴委員。

伴委員 今説明聞かせていただいて、利用者の声を聞いて、そしてそれに対してそういう形で変更していくと。私、非常に柔軟にその辺していただいて、これは利用者にとってもいい改正になるのかなと聞かせていただいたのですが、この2歳児から3歳児、まあ言うたら同じように60枚もらえるん違うかと思って3歳児として来られるというケースがあると思うんです。その辺、この4月1日からのタイミング等でうまくその辺はいけそうなんでしょうか。

環境対策課長 今、2歳児で町内に住んでおられて、3歳児になって交付来られたときには、なお従前の例ですので60枚お渡しします。4月1日以降に3歳児の方が引っ越してきた場合につきましては20枚の交付となります。今もう既に交付している方については60枚をお渡しするという要綱改正になっております。

委員長 ほかに何かございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つだけ気になったんですけど、実際これ、斑鳩町でお生まれになった方とかおられます。実際これ、100%使っておられるんですか。それとも何%ぐらいの人がこの紙おむつ使っておられるのか。ちょっとその辺ちょっとお聞きしたいと思います。

環境対策課長 昨年で、0歳児から3歳児以下の方の申請は約720件ございました。対象者は大体1,000人程度でございますので、約300人の方が利

用されていないということなんですけども、2歳児で紙おむつが取られている割合が50%、3歳児で85%が取れているので、対象の方全員がこれを利用されるわけではございませんので、ご理解をいただきたい。

委員長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そうしたら、4番目まで終わりましたが、ほかに何か報告しておくことがございましたらお受けいたしますが。 本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課のほうから1点、ご報告がございます。父子家庭新入学児童激励事業を平成26年度以降、廃止させていただくことについてでございます。

父子家庭新入学児童激励事業につきましては、従来、経済的な差異等を理由として、父子家庭に対する福祉施策が母子家庭に比べて同様なものとは言えない状況でありましたことから、新小学1年生の児童を持つ父子家庭に、5,000円相当の図書カードを贈らせていただくということで、町の単独事業としてこれまで実施してまいりました。

そのような中、母子家庭と格差のあった父子家庭の福祉施策につきまして、児童扶養手当と就学援助が平成22年8月から、母子家庭のみが対象であった医療費助成が平成23年8月から、それぞれ母子家庭と同様の条件で適用されることとなったところがございます。このような状況を踏まえる中で、本事業につきましてはその役割を終えたものとして平成26年度以降は廃止させていただきたい、このように思っておりますので、ご報告をさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 これについてはよろしいでしょうか。

もう一人親家庭ということでね、いろいろ変わってきている施策がね、

ということなので。 小林委員。

小林委員 今月の斑鳩広報に載っていましたね。それで例年、なんか毎年該当者おられますけれども申請はされないということで。それでもしも今年度、最後の最後でたまたま申込みされたら渡すわけですよ。そのときには、もしもですよ、そのときにはもう来年度ちょっとこういう事情ですので廃止しますみたいな感じで、もしも申請してこられたら添付なりちょっと教えてあげるほうがいいのかなって。今年度もらったからもう1年後にまた利用されるかもしれませんのでね。例年利用されないというふうに聞いていたと思いますのでそれは心配ないかなとは思いますが、最後の最後でそういうふうに申請されてきたら、そういう配慮というか、1年後こうなりますという説明もよろしく願いしますということでおきます。

福祉課長 新小学1年生にご入学時にお贈りさせていただいている事業になっておりますので、確かに年子さんといいますが、1つ違いのお子さま2人がおられましたらそういうこともあろうかとは思いますが、そういう方であれば案内のほうはさせていただきたいなど、このように思います。

委員長 よろしいございますか。そうしたら続いて、まだございますか。
栗本環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課からも1件、住宅用太陽光発電システム設置補助事業の廃止につきましてご報告をさせていただきます。

再生可能エネルギーの普及を促進させることを目的に国・県が実施をされてきました太陽光発電システム設置補助事業が、共に平成25年度をもって廃止されることになりました。

廃止する理由といたしましては、制度の目的である太陽光発電システムの普及拡大が達成できたと判断したためとのこととなります。

町におきましては、国、県の制度の目的であります太陽光発電システムの普及拡大を後押しするような形で、国・県の補助金に町の補助金を上乘せし、住民の方々に太陽光発電システムをより設置しやすいようにするために、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施をしてまいりましたが、国・県の補助事業廃止の決定を受けまして、検討いたしました結果、当町が補助事業を創設をいたしました経緯などから、町の補助事業につきましても平成25年度をもって廃止することとしたところであります。

なお、当町の補助金交付対象者は、国の補助決定を受けた方が対象となっております。3月までに国の補助金交付申請をされた方につきましては、本年4月以降においても交付決定がなされる場合もございますので、平成26年度予算では、平成25年度末に国の交付決定を受けられる見込み分を予算計上しているところでありますので、ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

以上、住宅用太陽光発電システム設置補助事業の廃止についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ただいま報告がございました件につきまして、何か質疑やご意見などがありましたらお受けいたしますが。 伴委員。

伴委員 確かこれ、25年度、今年度ですか、これ、太陽光、期間、何か月ぐらいこれ、まあ言うたら創設してやってくれはった期間というのは何か月ぐらいになるんですかな。

環境対策課長 この交付要綱は昨年4月1日に施行しておりますので、1年が経過しようとしているところであります。

伴委員 大体何件ぐらいこれ。まあ言えば申し込まれた方の数というのはわかりますか。

環境対策
課長
委員長

現在のところ、約70件の方が申請をされているところであります。

よろしいですか。ないようでしたら、ちょっと私のほうからもお尋ねしたいと思うんですが。

実際斑鳩町では風致地区もございましてね、なかなかこれ、スタートが困難、やろうとしてもやりにくい。そしてまた、設備面でも少し高額になると、そういう風致地区内でね、工夫をしてということになって、少し設備面で高くなるとか、そういう条件もある中で、自然エネルギーをということやっていくということはとてもいいことだというふうには思うんですが、国のほうが終わるということで、県も町もという方向のようなんですけどもね。私にとっては少し残念かなという思いもあります。

そんな中においてですね、奈良県下の市町村の動向っていうのか、県下でもこれまで斑鳩町と同じようにこの事業をやっておられたというふうに思うんですが、それらの市町村は今後、どんなふうにされるのか、引き続き国、県が終わっても自治体独自でやるというふうなことを考えている自治体があるのか。そういうところ辺について、少し私、関心がございますので、担当のほうでつかんでおられたら、お聞かせいただけたらと思うんですが。

環境対策
課長

現在、県内では9市2町1村、合計12市町村で家庭用太陽光発電システムの設置に対して補助事業をされております。その内訳ですけれども、9市は奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市、香芝市、大和高田市、橿原市、桜井市、宇陀市でございます。2町につきましては、斑鳩町と三郷町、1村につきましては東吉野村であります。合計12市町村でございます。そのうち、平成25年度をもって事業を廃止する方針を打ちだれておりますのが、当町のほか、奈良市、大和郡山市、天理市、香芝市、合計5市町が25年をもって廃止する方針をしているというところであります。

委員長

ということは、12市町村のうち、5市町がやめると、廃止するという
ことで、ほかの7市町村については継続の見込みというのか継続の考
え方があるという。それは非常に市町村の自然エネルギーに対する姿勢
の問題もあるのではないかなというふうに、私は感じているわけなんで、
これについてはまた一定、また別の機会もございますので、またお尋ね
をしたいと思えますけれども、この件については非常に残念だなという
思いを持っているということだけ申しあげておきたいと思えます。

ほかにございます。よろしいですか。

(な し)

委員長

では、ないようですので、以上、各課報告事項について終わらせてい
ただきます。

続きまして、3番目のその他についてですが、各委員の皆さんから質
疑やご意見などがあればお受けいたします。何かございますでしょうか。
よろしいですか。

(な し)

委員長

すみません。ないようでしたら私1つだけ。

たつた保育園の駐車場問題なんですけど、あわのほうはね、地元自治会
からいろいろ言われまして、今回町のほうも駐車スペース確保してい
ただきました。たつた保育園のほうの保護者さんからもいろいろな話聞い
ているんですけど、今もう保育園の前で車を停めないで保育園の横から入
っていった駐車場で停めて乗降しておられるんですけども、朝、夕、
車の多いときですね、とにかく進入する道が細すぎますので、入って次、
お迎え済んで出ようとしても、今度入ってくる車があったりしたらスム
ーズにそこが行き来しにくい。効率的に、逆に効率が悪い。前で停めな
あかん、出て行くのに停めなあかんとかね。かえって時間がかかったり
効率が悪い。そして本当に前の道狭いですから、私も何度か行ったこと

ありますけど、もう前にあたるん違うかなと。このごろそのまま出勤されましたら大きい車で行かれる方もありますけれども、ちょっと見ていたらどきどきするときあるんですけどね。前がやっぱり狭い。あんな中で、何かもうちょっと駐車スペース、園児の乗降もしますのでね、その辺何か検討することができないのかなといつも。ご近所の方にもご迷惑かけているんじゃないかなとか、それで本当にあたりそうになるみたいな、建物、すぐ道のすぐそばですからね。あの前の道が狭い。あの辺もうちょっとこう、いい形で子ども達の乗降もして、それで効率よくね、回転していけるようなね、方法っていうのは考えられないのかなというの、ちょっと保護者のほうからもそういう声もございしますが、それらについて何か、そういう声を聞かれて検討されているとかいうことはございましてでしょうか。 小城市長。

町 長

この駐車場の関係等については、あわ保育園は自治会からこういう要請がありましたけども。問題は、あわ保育園の玄関へ車を停めて子どもを降ろして行くという、もうスピード感というのか、もう自分が次の仕事せないかんと。やっぱりその、今、あわの保育園で作ったところへ必ずそこへ停めて、子どもを降ろして、園児を降ろしてやっぱりお父さん、お母さんがやっぱりその玄関へ連れて行くというのが本来なんですけど、なかなかそういうことがもうやっぱり。この庁舎でも車椅子のところへもうぱっと置いたら楽やと、1分か2分やということになりますから、やっぱりそういうモラルを守っていかなかつたら。

私はたつた保育園も、龍田神社の神主さんに、できたら午前の7時から8時、9時、その辺のところお願いでけへんかという話はさせてもらいます。ただ、それを守ってくれはつたらいいんですけども、やっぱりあそこへもうぱっと来て、もう道幅が広いですから。ただあそこ曲がるカーブがありますから、そういう点ではやっぱりあれですから、そこに保育士が立っていますけども、なかなか保育士もよう言いませんから、その辺を私は守っていただければ、たつた保育園の関係も龍田神社のほうにお願いをしてまいりたいということも思っております。

そういうことで、我々としてはやっぱり事故のないね、やっぱりそういうことが一番あれですから。もう今、車は便利で自動ドアですから、もう自動ドアで降りた園児を見て走られる方もあるから、あの姿を見て、私はやっぱり怖いなというような感じはしますけども、しかしやっぱり親にしたらもうこうして確認したらもうええということになりますから。

ただ、私はやっぱり現状を考えたら、今の駐車場を作っていたいたところへ車で降ろして、そしてそこからまあ言うたらエンジンを止めてですね、そして正門のところへ行って保育士にこれこれできょうはひとつちょっと体調が悪いかわからんという声をかけていただいたら一番いいんですけども、そういうことをこれから望んでいくわけですけども。我々としてはできるだけ事故のないようにやっていきたい。

たつた保育園もそういう方向で、私はやっぱりできればそういうことで停めていただいて、そこから、龍田神社から降りてきていただいたら一番いいんですけども。そういうこともひとつ踏まえてですね、これから保護者の方々にもお願いをしてまいりたいと思っております。

委員長

ありがとうございます。

今、町長言われることももつともだと思えます。ただ、駐車するのにもものすごくせわしい。それでもうスペースがないということですね。保育士さんも保護者もなんやばたばたばた、かえってしてはるような状況が、私はあるように思います。今言われるように、停めるスペースあるねやったらね、町長言わはるようにね、親も連れて行って保育士さんにやっぱりものの一つも二つも言いたいと思うんです。ですから、また今後ね、あそこ効率が、とにかく道細いから効率悪いなど、出たり入ったりだね。それで保育士さんもたくさんあれにかかってはるように思いますのでね。ちょっと効率が悪いし、安全確保、そして今言われる親子のふれあい、また保護者と保育園との信頼関係、そういうものも含めてね、会話もしていただける、そういうことの中で今後またちょっと十分検討していただきたいということ、お願いしておきたいと思えます。

ほかによろしいございますでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 ありがとうございます。
それでは、これをもちまして厚生常任委員会を閉会させていただきます。
委員皆さん、理事者の皆さん、どうもご苦労さまでございました。

(午前10時30分 閉会)